

## 德川時代の米穀消費節約策 (二)完

本 庄 榮 治 郎

德川時代の米穀消費節約政策の中、(一)飯米の節約については既に前號に述べたるを以て、以下(二)酒造制限、(三)菓子其他の消費制限、及び(四)代用食物のことにつきて述ぶる所あらんす。

(二)酒造制限。米穀の食用米以外における最大の需要は即ち酒造にあり。故に醸造高を左右することによりて食用米の供給を増減し得る所甚だ大なり。寶永元年に「然る處酒を隠し造候上に而御仕置に申付候而も米穀のためには不成候間かくし不造様に兼て無油斷隨分心を付可被申付候」<sup>15)</sup>云といひ、又寛政三年十二月の酒造三分の一令に「諸國酒造之儀當秋數度之暴風雨出水等に而、作物傷候趣に而、米價引上候間、彼是御世話有之隨而は下賤之もの共迄飯米行届方のため三分一造り政方等之儀猶又嚴重に被仰出候付」<sup>16)</sup>云々といへるが如き、即ち酒と米との關係を示すものにあらずや。

而も酒は必ずしも生活の必需品にあらず、飲酒の俗は當時尙一種の奢侈として迎へられしのみならず、斯くて節酒若くは禁酒は當時の施政の要項となり、酒の醸造にも影響を及ぼせしこと少からざりき。元祿九年八月に<sup>17)</sup>

『一酒に酔ひ心ならず不届仕もの粗有之候、兼てより大酒仕義停止に候得共彌以酒給候義人々相愼可申事

一、客等有之候而も酒強候義無用に候事、

15) 德川禁令考、六帙、378頁

16) 天保集成卷九十六、

17) 享保集成、三十七、大成令七一、正寶事錄九

附、酒狂之もの有之候はは酒給させ候者も可爲越度事

一、酒商賣仕もの連々減候様に可仕候事<sup>18)</sup>

同十四年十月に

『前々も酒狼に給申間敷旨相觸候得共近年は米拂底之儀にも候間、婚禮又はむし立候祝儀之外、客來有之候さも酒出し候儀停止たるべし、然る上は祝儀取かはして酒は無用に致し憚代可用之者也』

といへるか如き、即ち酒に對する施政の方針を語るものにあらずや。

かくて酒造に對しては一面質素禁欲主義より、他面米穀政策の方面より、或は制限を加へ或は之を寛大にするに至りしものにして、文化二年九月の勝手造にありては、酒造に對する一切の制限を解き、以て打續き米價の甚しく低落せしことを防かんとするに至れり。而も事例は制限の行はれたることを示すもの甚だ多し。而してその制限は既に寛永十一年末に於て二分の一造りを命し、寛文十年十一年には各地新酒醸造を禁止し(註)、元祿十二年には五分の一造とし、その他、三分一造、四分一造り等、その程度には種々の差異あるも制限を命したることは履行はれたる所なりき。詳しくは拙著江戸幕府の米價調節一九八頁以下を見よ。

(註) 近世醸造の時を以て酒名を別ち、秋季に於てするを新酒といひ、寒前に於てするを寒前酒といひ、新酒と寒前酒との間に於てするを間酒といひ、寒中に於てするを寒酒と云ふ。(古事類苑、飲食部、六七五頁)

かくて飯米増加のためにも屢々酒造の制限を令したるものなるが、嘉永三年十月大阪酒造屋に對する醸造半減は寧ろ酒造家より減額を願出たるものにして特に注意すべき事例なり。これより前、嘉永二年には九州方面出水あり、翌年秋屢々大風雨あり關西畿内中國各地不作にて飢民多

18) 正實事錄九  
19) 大日本農史、近世、446、448頁

19) 幕府は既に早く同年七月末に於て買持を禁し『米融通不宜候てば自然日用飯米に差支可申も難計、左候ては不容易事に付、銘々一己之利潤に不拘、米融通を量り、賣買致候者は勿論、外商人共迄も右體不正路の儀無之様可致候、自今日用之外、利潤に拘り聊にても米買メ候者有之於ては急度可令沙汰候』と令したるが、米價益騰貴し諸民困窮せしかば大阪の酒造家は多年の國恩に報するため酒造半減を請ふに至りし也。當時の令に曰く(十月八日)

『近々藩藏廻米并納屋物に至迄入津有之、物澤山に可相成處、人氣に於いては兎角米穀融通を危路、米價高直に而藩民難澁の時合に候故三郷酒造屋共義、數年安堵に致渡世候御國恩之冥加を辨、當年之酒造高半石造い、たし度旨願出承届候付、追々攝河播酒造屋共も同様申出可申、左候には彌々以津島越年米も増石に可相成は勿論、食料彌増加候事に候間、旁末々のもの迄安堵いたし可申、米仲買共は右等の次第致辨別、平準の相場相立候様掛引可致候、若心得違のもの於有之は急度可令沙汰候。右之通三郷端々迄不涉様可申聞事』

同年十一月十七日の達によれば三郷酒造屋并に攝河播酒造屋も同様の義を申出て奇特の義に付承届けたりといへり。然るにこれかために酒造屋共は酒價を引上げて賣出したるものの如く、かくては『酒造屋共義最初御國恩之冥加を相辨候趣意とは致表裏、以之外不埒之事に候條、早々直段引下げ小賣屋共に至迄正路之直段を以賣出候様可致候』と令したるは、現時の飯米增加方法として酒造制減、酒稅増徴、酒價昂騰の説行はるるに對比して頗る興味ある一挿話ならずや。又酒造制限の聲高きに拘らず本年の酒造が昨年より増醸せられつつあるが如きは、右の減醸申出の態度と相對して多少の感慨なきを得ざる所なるべく、其間、時代の變遷と經濟思想の推移とを窺ふに足るべき歎。

20) 大阪市史、四、1912頁。堂島舊記、334頁

21) 大阪市史、四、1917頁。堂島舊記、334頁。 22) 大阪市史、四、1923頁

23) 本年一月二十四日、大阪毎日新聞京都滋賀附録の記事によれば伏見に於ける本年の酒造は「前年の査定石高に比して五千八百五十八石も多く造るだけの準備がし

(註) 徳川時代に於て累年造石高の數字は今明ならず從て右の如き酒造制限が果して飯米節約の上に如何なる力を有したるやを詳にするを得ず。ただ竹橋餘筆(圖書刊行會本、一六〇頁)には元祿十一年の全國釀戸數及造石高を掲げたるが、之によれば當時の造石高は

五畿内筋	一八八、三一八石餘	四國筋	三九、〇九一石餘	出羽陸奥	一四二、九五三石餘
中國筋	八三、九五五石餘	北國筋	八一、五三〇石餘	海道筋	一三二、九二八石餘
西國筋	一六〇、八四一石餘	關東筋	七九、七二一石餘	合計	九〇九、三三四〇石餘

にして元祿年中の全國總石高二五、九一〇、六七四石餘(大日本租稅志中編第二、田租總錄)に對して約二十六分の一を占むる勘定なり。今假りに當時の飯米に供せられたる額が二千五百萬石とせば、この際酒造半減を令する場合には約四十五萬石の剩餘米を生ずることとなり、飯米は約一分七厘を増加することとなる。

(三)菓子其他の消費制限。熊澤蕃山はその著『大學或問』に於て飯米以外の消費米の多きことを論

し『酒屋昔に百倍して水に成てすたる米數しらず』南蠻菓子昔に百倍するすたり』云々といへるが萬民に對する米食の制止并に一般酒造の制限等に於けると同様の趣意よりして米を原料とする菓子饅頭類はもとより五穀を消費する諸種の食品を製造販賣することも亦往々にして禁せられたる所なりき。その事例頗る多し。例へは寛永十九年六月『在々に而うどん、切麥、素麵、そは、餅まん頭、豆腐其他何にても五穀の費に成候もの、むさと致し商賣仕間敷事』<sup>24)</sup>といひ、同年閏九月には更に諸國在々所々に對し以上の外尙南蠻菓子等をも商賣無用なりと説き、この前後同一の法令を見ること甚だ多し。更に降て元祿十二年九月には江戸廻米を奨勵し、町中米穀買占を禁したる後、『惣而えよりの品に米穀費し候儀當年より來夏迄可爲停止候』<sup>25)</sup>といひ以て米穀の供給を少に

24) 日本經濟叢書卷一、139、130頁。尙、後に掲ぐる(註)を見よ  
 25) 徳川禁令考五帙、235頁  
 26) 徳川禁令考五帙、237頁。徳川十五代史四編、11頁  
 27) 寛保令此永樂禁四十九、

ても多からしめんと計れるが、これと相對して享保五年五月には、『食物は勿論其外諸色潤澤に候ても猥に遺捨不申様にいたし、酒菓子類むさど多く作り出し候はぬ様に可相心得事』<sup>28)</sup>と令したるが、同年には未だ何等の供給増加方法を探り居らざるもの如く、從てこの場合は寧ろ米穀尊重の趣意より出て、米の浪費を戒しむるにありしか如し。

尙水戸藩に於ても、天保七年凶作米價高直の爲め八月酒造制限をなすと同時に『當年不氣候にて米價引上候に付、米を以て製候菓子類來十月朔日より御差留に相成候條小麥并に雜穀にて製候菓子類賣買致候様可相達事』といひ、佐竹藩においても安永年間酒造及び菓子製造の制限并に禁止をなしたることありといふ<sup>29)</sup>。即ちこの種の消費制限も幕府及諸藩に於て履行はれたる所なるを知るべき也。

以上の菓子類の外、尙、土佐の如き製紙の盛なる地方にては、糊料として消費すること必ずしも少からざりしが如し。岡本信克著『治本策』に論する處によれば、穀價の貴きは穀物の缺乏せるに在り。而してその缺乏は人口の増加よりは、寧ろ穀物を飯米以外に消費するの多き爲めなりとし、『先づ穀を糜するの大なるは酒に如くはなし』とて其對策を説きたる後、更に製紙のため米を消費することの頗る多きを説いて曰く、

『扱又米の消耗する製紙工にあり、近年此道大に開け、他邦に運するもの多きが中に、之を製すること尤多し。之を製するには必米糊を用ひ。もとは我國に給するもののみなれば費すこと少し。今は天下に布く所のもの皆我産に出で、有限の穀を費す其藩かにこゝに消耗すること少ならず。夫一工一日一人の食を潰却すとも、國中に合して幾何ぞ。又一年にはかりて幾許ぞ。

28) 徳川十五代史、八編16頁

29) 大久保敬、舊水戸藩に於ける米價調節策、帝國農會報、五卷二號、40頁

30) 帝國農會報、五卷二號、45頁

其大耗余が言を待すしてしらるべし。今之を節するこいかん云に、凡紙を製する時は必船を以て他邦に輸す。然れば津口に於て其負數をばかりしらるゝ也。其紙すでに他邦にひまぐときは金錢を得てかへらず、多くは其土の器財珍玩華奢の文具を求むるに過す。今令を定めて紙幾個を出す時は、歸帆毎に必穀幾箇を求め歸るべしと法を定むる時は、上失ふ所なく下も亦損せず而して我國費す穀は彼國の穀にて償ひ、紙によりて我穀を減する失なく亦我不耕の民穀を生ずるの理也。是亦穀を息するの道と云べし。』<sup>31)</sup>

と。この對策は勿論一藩一地方の飯米の増加を期するのみにして、我國全體の上よりいふ時は未だ消費節約たる實を擧ぐるを得ざるのみならず、又實際に行はれたる政策にもあらざれば、前示の諸事例とはやゝ性質を異にするものなりと雖も、而も米穀が糊料として消費せられたるの事實の存すること、而もそがある地方にては相當に多額の消費を見たることは、之れを認めざるを得ざる也。

(註) 以上は米穀が飯米以外の用途に供せらるゝことに就ていへるものなるが、此の外、米穀が未だ、其用途に供せられずして消失し終るゝことも亦少からざるが如し。前掲『大學或問』に曰く『今は誰か有にもならずたる米、限なし(中略)川堤の普請の仕様、其地理を不得してすたる米、六十餘州にて水牟には大凡高百萬石はあるべし、又池所あれどもせず、すれども無功にて用すくなきすたり、旱年に多し。第二には江戸の大廻船、九州、四國、西國、北國より大阪への米船、破損のすたり數しらず。第三には、昔の粟納<sup>モミ</sup>として米納となり、賊々にて蟲に成てすたる米數しらず。第四には酒屋昔に百倍して水に成てすたる米數しらず。第五にはたばこ地のすたり。第六には田に綿を作るすたり。第七には民力まわく、田に出來へき米のすくなきすたり。第八には、南蠻菓子昔に百倍するすたり。如此のすたり此外に多かるべし』と。右の第四以下に就ては米が或は酒造に供せられ、又は菓子原料に用ゐらるゝため、飯米に供せらるゝ量額の減少するをいひ、或は田地に煙草、綿等を栽培するため、米産額の減少するをいへるものにて、必ずしも、米穀が、何等の用をもなせずして消失するものにはあらず。

#### 論說

徳川時代の米穀消費節約策(二)完

第八卷 (第四號) 九三 五三三

と雖、第一乃至第三は全く何等の用途に供せられざる中に消失するものといはざる可らず。かの本多利明の『西城物語』に『船長を賤業とする風俗なれば少し物を辨へたる者は船長の業をせず、愚暗にして一文不通の者のみ船長となる。故に國の磯邊を巡り乘るより外に真法ある事をしらす。我が見馴たる山々か小島杯を目的として磯邊のみ乘るゆへ磯邊に多く木敷の岩石あり、古來より灘と名つけ誰しらざるもなれども、動もすれば大颯に遇の初は或は投荷し、或は破船して國産を失ふ事其の數を知らず。米一品にても毎年平均しても現石百萬石に及ふへしといへり』<sup>32)</sup>と説き、又大原小金吾著『北地危言』に『扱又米の酒につふれ候事をひたしく、(中略)此物(酒)久しくたもちかたきか故に、船廻しにいたし候も年中絶る間なく候故、海中へすたり候も諸物に倍し候よし、是等の類天下に米敷乏しく相成候もさかき被存候』<sup>33)</sup>といへるが如きも亦米若くは酒が未だ其用途に供せられずして消失するものにて、これ取りも直さず、米が暗より暗に菲らるゝに異らず。而してかくの如き消失量亦必ずしも少からずして、米穀缺乏の一因なせしものゝ如し。而も當時此消失に對しては未だ十分なる改善策の講せられたるを知らざる也。

(四) 代用食物。大正の米一揆に外米調理法の論せられ、或は米に代用すべき保健食品の献立の發表せられたると同じく、徳川時代に於ても、米に代用すべき食物の研究發表せられたることは極めて多かりき。既に述べたるか如く當時に於ては飢饉の厄に會ふこと多く、而も一度ひ之れか襲來を見んか、草根木皮より牛馬犬猫に至る迄、悉く食ひ盡し、甚しきに至りては人肉すら之を食ひしが如き慘狀は、屢繰り返されたる所なりしを以て(註一)この飢饉に備ふるかため代用食物に關する研究并に實行は盛に行はれたりし也。かの甘藷の栽培か飢饉に備ふるものたりしことは既に世人の熟知する所なるが、其他當路者は屢觸書を以て食用植物を諭示する所ありき。例へば天明三年の飢饉に藁餅製方書を御代官に頒ち之を其部民に教示せしめ(註二)天明六年九月には草

32) 日本經濟叢書卷十二、144頁

33) 日本文庫、第七編所收、此地危言、10頁

を以て夫食となすへきことを觸れ(註三) 又上杉治憲は享和二年三月普通穀菜の外、食料に供せらるべき草木類を示し、味噌の製造、魚鳥獸肉の乾製法等、すべて救荒補食の品物調理法を輯録し、『糧物書』と名つけて刊行し、之を米澤藩領内に頒布し、<sup>34)</sup> 弘化二年の備荒御觸書には、豫め凶荒の臻らんことを警め貯蓄を勧め、救荒作物の種類并にその栽培期節等をも懇示したるが如き是れ也。其他民間に於ても、米穀を節約して口腹を充すに足るべき代用食品を輯録せる著書屢あらはれ、殊に天保の飢饉に際しては、この種の著書の刊行せられたるもの甚だ多かりき。例へば『日用竈の賑』(大藏永常著。天保四年。帝國圖書館藏本)が雪花菜飯、唐茄子飯、唐茄子粥、里芋飯、同粥、薩摩芋飯、同茶粥、白粥、大根飯其他すへて二十三項に亘りて凶年の救飢足食法を記し、『徳用食鏡』(同人著、天保四年)が竈の賑に漏れたるものを補ひ、小米飯、鹿尾藻飯、荒布飯、畿内の五文餅、豊後の鮑腸、ふすま味噌、こねか餅其他の製食法を記したる如きその一斑なり。而して同しく天保四年の著にして救急食品を列擧せる『經濟をしへ草』(高井伴寛著、表紙には飽食教訓とあり、帝國圖書館藏本)の序文の中に『質素儉約は人の爲ならず畢竟其身の爲也、農家には麥を常食とし、其土地に因て新穀及び種々の糧を交へ用る内に、人しらずして用ひざるものあり。草木の食料になるべきものを、さまざまの書より拔萃して凶年の用に充しめんとて、書肆經濟をしへ草の一書を壽梓せんとす』云々といへることは以て類書刊行の趣旨を示せるものと見るを得べき也。(註四)

(註一) この飢饉に關する史實は諸外國に於ても存する所にして今一々之を列擧するの必要を見ず、ただその一例として英國のこゝを説かんに、同國に於ても中世に於て飢饉は廣起りたる所なるが、その最も慘害を逞くしたるものは、蓋一三二一五年

34) 大日本農政類篇、賑濟、72頁。矢野友一、日本農政史、546頁  
35) 農事參考書解題、232頁



一六羊の飢饉なる可也 (Rogers, The Economic Interpretation of History. p. 56) 當時の慘狀に就てスティーヴン「Horse flesh was counted great delicacies; the poorer stole fatted Dogges to eat; some (as it was said) compelled through famine, in hidden places, did eat the flesh of their own Children, and some stole others which they devoured. Thieves that were in prisons did plucke in pieces those that were newlie brought amongst them and greedily devoured them half alive.” (Stow, Annals: Cunningham, The growth of English Industry and Commerce, Early and Middle Ages. 5th. ed. p. 388. Footnote) 又「The cause of bad harvests is always excessive rain. In the years 1315-16, we are told that the wet was incessant, and much of the corn never ripened. Contemporary writers tell us that the poorer classes were constrained to live on unwholesome or disgusting food, and that numbers of them perished from famine. (Rogers, Six Centuries of Work and Wages. p. 217) 又「At such times men were driven to use acorns and roots for food, and had recourse to the flesh of dogs and horses: some cases of cannibalism are reported.” (Cunningham, The Growth of English Industry etc. p. 388) 又「その原因慘狀等の彼我相彷彿する事情の存する所を見る可し。尙ロウチヤーム氏のいふ所によれば、一三二一—一六羊の飢饉に際して採られたる穀物供給政策は(一)大陸地方より穀物の輸入を計る(二)穀物の最高價格を公定したる(三)麥酒醸造の禁止等なり」といふ (Rogers, Six Centuries etc. p. 217)

(註一) 『生薬を半日も水につけ、あくを出し、能々砂を洗落し、根は去り、根元の方より細かにきざみ、それを、かし候て、干立煎候上、白にて挽き細末に致し、右薬の粉一升に米の粉二合程入、水にてこれ合せ餅の様にし、むし候か、又はゆで候て、糠か味噌を付けて食へし。又きな粉付けてもよし。右米の粉の代りに葛粉わらひの粉又は小麥の粉を交合てもよし』<sup>36)</sup>

(註二) 『草薺を以夫食等に致し候儀御觸書』

36) 大日本農政類篇、賑濟、67頁。矢野友一、日本農政史、546頁

右のもの備山藪等に生候草薺之苦味を抜粉に製候方は食物并糲に致し、如割麥之製候方は米麥等を交、夫食相成、尤毒無之品の旨中立候間吟味の上在方助にも可成品に付願の通草薺い、い、い、い、之問屋株賣場差免候、依之京大阪其外國々へも相對を以、出店差出賣弘、右製方習請方官望候ものは最奇の出店へ申聞次第、聊の禮物に不及、教道候晉に候、右製方習請在方に而致手製夫食糲等に用候儀は勿論の儀候得共、商賣に致度存候者は最奇與市出店へ差出、外賣は不致候様可致候37)云々

(註四) 主として代用食品のみを記し、又は飢饉の慘狀其他の事項を併せて救荒補食の品物に關する事を説ける諸著にして、余の一讀し得たるもの、并に國書解題、農事參考書解題等によりて知り得たる書名を左に掲げ以て他日の研究に資せん。

民間備荒錄(建部清庵、寶曆五) 日本經濟叢書卷八所收

備荒草木圖(建部清庵、明和八)

天明三年凶荒翌年豐作記(常松次郎右衛門、天明四)

五穀無盡藏(上原無休、天明七) 通俗經濟文庫卷六所收

救荒本草便覽(野野諸便覽、阪本慎、享和元)

救荒事宜(齋藤拙堂、天保二)

救荒略(佐々城朴安、天保四)

經濟をし(草、高井伴寬、天保四)

わろかむ(足代弘訓、天保四)

忘飢草(半井宗玄、天保四) 經濟研究室所藏

隨の眼(大藏永常、天保四)

徳用食籠(大藏永常、天保四)

救荒便覽(遠藤義齊、天保四、天保七) 經濟研究室所藏

救飢藥要(阿部樂齋、天保四)

日(この心得、畑銀鷄、天保四)

家内の花(畑銀鷄、天保四)

論 說 徳川時代の米穀消費節約策(二、完)

37)

詩人儉約重寶記(畑銀鷄、天保四) 通俗經濟文庫卷二所收

糧米災方傳(天保四) 大阪市史、二、四六四頁、所引

救民安逸傳(天保四) 同

日用食鑑(天保四) 同

饑年要錄(福澤憲治、天保五) 國書解題には天明五年著述となす

御代の寶(畑銀鷄、天保五)

救荒新策(長谷川猷、天保七)

二物考(高野長英、天保七) 經濟研究室所藏

萬代不朽救世銀飯傳并に米一升を二升に炊く傳(小林其樂、竹田無量齋、天保七)

救荒食物便覽(伊藤圭介、天保八)

救荒孫の杖(枕雲洞、天保八) 經濟研究室所藏

救飢諸食製法(天保八)

飢饉食物製法(天保八)

飢饉食物大略(中山美石、天保八)

第八卷(第四號) 九七 五三七

37) 徳川禁令考、五帙、309頁。經濟をしへ草、四丁裏にもこのことを記す

天保年中已死子孫傳(柿崎彌左衛門、天保九)

補饑新書(東條信耕、天保年間)

救饑製食方集(游佐東庵等、文政天保年間)

救饑錄(建齋、天保年間) 經濟研究室所藏

救飢食品考(覃溪、天保年間)

備荒論書(徳川齊昭、弘化二年)

救饑提要(佐伯義門、嘉永三)

救荒圖譜(嘉永四)

きくんのこころえ(羽田塾敬雄、萬延元)

以上掲ぐる所によるも天保年間における著書の甚だ多きを見る可し。而して以上の著書の中には救荒食品を掲ぐると共に雜食に對する解毒治療の法を説けるもの多し。蓋、窮民の飢饉のあまり有毒なるものをも辨へず、草根木芽或は昆虫魚貝の類を手當り次第に採りて以てその食さなし、爲めにその毒に中られて諸種の疫病の流行することあるに依る也。幕府が享保十八年の飢饉に『時疫妙藥集』を刊行し、天明四年五月、再び之れに觸書を添へて鄉村に達示したる所以亦然りとす。<sup>39)</sup>

## 五

以上論する所の如く徳川時代には米穀消費の節約策として種々の方法行はれたるものなるが、當時我國は鎖國の状態にして、外國より米穀の供給を受くることなかりしを以て常に自然の作柄如何によりて大なる影響を受けざるを得ざりき。而して豊年に際しては農民は往々にして米を浪費するの傾向ありしか如く(前掲慶安御觸書を見よ)都會に於ては殊に甚しきものありしが如し。五穀無盡藏に天明元年五月今宮神事の翌日「予他に出る事有て折節雨降たりしが鮭の飯を家々の門先に捨しこと誠に磯打白浪を見るがごとく、同六月十四日祇園會の後、辻々の門際にまた鮭のめしを捨、ぶす／＼とくさりあるを見て」云々といへるが如き、即ちその一例にあらずや。而も翌天明二年には諸國不熟にて六分の作柄となり三年四年亦實らず。遂に天明の大飢饉を現出せり右の著者上原無休も「すへて飢饉にかぎらず大變は天地の所爲にして時至りては人力の及ぶべき

39) 大日本農政類篇、賑濟、65頁。日本農政史、546頁  
39) 通俗經濟文庫卷六、52頁

にあらず、故にあらかじめ其儲を致べき事なり』<sup>40)</sup>といへるが、この飢饉に備へ、右の浪費を防ぐ一方法として、穀圃貯穀のことは履行はれたる所なるが、而もこれのみにては當時の大なる凶作に對應し得べきものにあらず、ただ僅に窮民賑恤の用に供し得べきものたるに過ぎず、又各地方間の在米の過不足を調節して飢饉を避くることも、一方に生産を自國に限り、他方に交通機關の不備なりし當時に於ては、この配給政策に多大の信賴を置く能はざる状態にありしを以て、到底十分なる効果を奏するを得ず、ただ凶作が一方一局部の出來事たる場合には、或は貯穀により或は廻米によりその害惡より脱し得可しと雖、凶作が稍廣き範圍に亘れる時に於てはこれ等の手段によるの外、更に消費節約の方法をとらざるを得ざりしを常とす。されはこの消費節約政策は當時の米穀需給政策の上に於ては頗る重大なる地位を占むるものと見ざる可らず。而して消費節約政策の中には既に述べたる如く一時的原因によるあり、或は永久的原因によるありと雖、そのすべての方法が鎖國——従つて生ずる自然の豊凶の大なる影響といふ一大事實によりて支配せらるる所多かりしは論する迄もなき所也、(八・二一〇)